

参加要領

- 第1条 記1の業務内容について「企画案の募集」に参加を希望する者は、記3(1)に掲げる提出書類を、記4(3)に掲げる方法により提出することをもって参加を申込むこと。記4(1)の提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送等により提出する場合は十分な余裕をもって早めに送付すること。
- 第2条 企画案を提出しようとする者は、記3(2)に掲げる提出書類を、記4(3)に掲げる方法により提出することをもって行うこと。記4(2)の提出期限までに到達しない企画案は無効とするので、郵送等により提出する場合は十分な余裕をもって早めに送付すること。
- 第3条 提出書類の記載に当たっては、記3(3)に留意して記載すること。
- 第4条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。
- 第5条 「企画案の募集」に関する公告に記載されている事由の他、次に掲げるものに該当する参加申込みは無効とする。
- (1) 本要領の規定に違反する参加申込み
(2) その他契約担当官等が提出書類不完全と認めたもの
- 第6条 提出書類は、記6のとおり審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅滞なく参加者に対し通知する。
- 第7条 契約に当たっては、審査の結果選定された企画案の全てを採用するものではない。
- 第8条 本要領に定めのない事項は全て会計法規に定めるところによって処理する。

記

1. 件名

民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィスの導入
(詳細については、施設等要領参照。)

2. 契約期間、利用期間

契約期間：令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
利用期間：令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)のうち平日のみ
※ただし、令和8年12月29日(火)～令和9年1月3日(日)は除くものとする。

3. 提出書類・部数

(1) 参加申込み時 提出書類
・申込書(別紙1の様式に沿った適宜の書式：1部)

(2) 企画案提出時 提出書類

- ・企画提案書（別紙2の様式に沿った適宜の書式：7部）

※社名入りの提案書1部、社名を記していない提案書6部

以下の内容を記載すること。

- ① 利用可能なオフィスの見取り図（各拠点の基本座席（オープンスペース）及びWEB会議・電話スペースの席数、会議室の有無等がわかるもの）、利用可能な設備の仕様（利用可能なWi-Fiの暗号化方式等のセキュリティを含む）、写真や周辺の地図（施設内外の雰囲気がわかる写真等を資料に含めること）。
 - ② 拠点へのアクセスにおける一般的なセキュリティ対策。
 - ③ 定期的な換気や清掃など、基本的な感染症対策として実施している内容。
 - ④ その他特筆すべきことがある場合にはその内容等。
 - ⑤ 経費見積り：別紙5「内訳書」様式を用いて作成し、あわせて諸経費等、各項目の内訳についての詳細な見積書を提出すること。
- ・ 指名停止等に関する申出書（別紙3の様式：1部）
 - ・ 誓約書（別紙4の様式：1部）
 - ・ 証明書（写し）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を証する書類として、次のものの写しを提出すること。

- (ア) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- (イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定又はトライくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- (ウ) 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
- (エ) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
- (オ) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書

(3) 留意事項

- ・ 提出された企画案等に対する経費の支出は行わない。また、審査終了後、企画案等は返却しない。
- ・ 企画案等には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、各者の企画案等は非公開とする。
- ・ 契約に当たって、契約保証金の納付は、全額免除とする。
- ・ 選考審査の公平性を保持するため、選考審査において用いる企画案等の副本は、企画内容を含め、事業者を伏す等提案者が非特定となるよう処置をとること。
- ・ 令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となることが契約の締結の条件となる。本件の場合には、令和8年度予算が令和7年度内に成立することを前提とすれば、契約締結日は、令和8年4月1日となる。

4. 提出場所・期限等

(1) 参加申込み（別紙1）・連絡先

〒100-8940

東京都千代田区霞が関 3-1-1

財務省大臣官房会計課契約第二係（本庁舎1階 東184 担当：多田）

電話 03-3581-4111（内線2142）

令和8年2月25日（水）17時30分（必着）

(2) 企画案の提出（別紙2）・連絡先

〒100-8940

東京都千代田区霞が関 3-1-1

財務省大臣官房会計課契約第二係（本庁舎1階 東184 担当：多田）

電話 03-3581-4111（内線2142）

令和8年2月27日（金）17時30分（必着）

(3) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

① 紙による提出

紙による申込書等の提出を希望する場合には、上記(1)の場所に提出すること。

② 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号） 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定 信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）に による提出

イ 郵便等により申込書を送付する場合には、送達時間等を十分考慮し、封筒に
『「民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィスの導入」の企画
競争参加申込書在中』と朱書きし、書留郵便により上記(1)あてに提出期限
までに必着するよう提出する。

ロ 郵便等により企画案を送付する場合には、送達時間等を十分考慮し、封筒に
『「民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィスの導入」の企画
案在中』と朱書きし、書留郵便により上記(2)あてに提出期限までに必着す
るよう提出する。未着の場合の責任は貴社に属するものとし、期限内の提出が
なかったものとみなす。

③ 上記①②以外の方法による申込書等の提出を希望する場合には、上記に示す申 込書等の提出期限までに上記(1)に連絡すること。

※但し、土曜日・日曜日・祝日の受付は行わない。期限を過ぎた提出は無効とする。

5. 質問書の提出

参加要領及び施設等要領に関し質疑等がある場合は、上記4(2)の提出場所及び期
限までに、質問書（任意様式）を提出すること。なお、FAX（03-5251-2107）による
提出も可とするが、送信した際は上記4(2)へ送信した旨の連絡をすること。

6. 選定基準

選定にあたっては、提出された書類に基づいて審査を行い、本件の趣旨に最も合致し、
優れたものを民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィスの導入の施設

等として選定する。

当該企画案等による口頭審査の実施は予定していない。

なお、審査結果については、法令等に基づき公表することがある。

施設等要領

民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィスの導入

「民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィスの導入」に係る施設等については、下記事項に基づき提案すること。

記

1. 施設の種類

民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィス

2. 施設等の概要

(1) 導入支援

請負者は、サテライトオフィスの導入に当たり、各施設の利用要領や必要に応じてアプリ又はウェブサイトによる利用登録及び予約方法等をまとめた、「サテライトオフィス運用マニュアル」を契約締結後速やかに作成し、主管係へ提出すること。なお、提出に際して主管係へ説明を行うこととし、主管係からの問合せには誠実かつ速やかに応じること。

また、財務省内においてサテライトオフィスの利用推進を図るための説明会の開催を予定している。説明会の開催にあたっては、主管係の指定する形式において利用方法等を分かり易く記載した資料の提供、並びに説明での質疑応答等の対応を求めることがあるため、主管係から要請があった場合には適切に対応すること。

(2) サテライトオフィスに係る拠点の条件及び提供

・ 提供する拠点は、関東近郊（東京都、神奈川県、千葉県または埼玉県）においては 15 拠点以上、名古屋市・大阪市においては各市 1 拠点以上、合計 17 拠点以上あること。各拠点は鉄道駅半径 800 メートル（徒歩 10 分）以内に存在し、そのうち関東近郊では、東京駅、池袋駅、新宿駅、渋谷駅、横浜駅（またはみなとみらい駅）及び財務省本庁舎のそれぞれについて徒歩 10 分以内に存在する拠点（計 6 拠点）を必ず含むこと。また、1 日当たりの全ての拠点の利用者を合計して 7 名以上が利用可能であること。

※なお、「拠点」とは、ビルのフロアを貸し切る等して、同時に複数人が利用できるよう、デスクワークに適した机や椅子等の什器類の整備がなされたオフィス型の拠点であり、一人用のブースのみの設置をもって「拠点」としない。また、カラオケボックス、漫画喫茶、ホテルの客室（寝具のある部屋）及び遊興施設等のオフィス以外の目的を利用の主目的、または兼ねる施設は含めないものとする。以下同じ。

・ 全ての拠点にオープンスペース（基本座席とする）及び WEB 会議・電話用スペースがあること。
・ 概ねの拠点において、午前 9 時 00 分から午後 7 時 00 分まで利用可能であること。
・ 概ねの拠点において、下記 3 の②に定める利用期間中において利用可能であること。
・ 作業スペースに電源が備え付けられていること。
・ パスワード設定や暗号化等のセキュリティ対策が講じられた Wi-Fi が利用可能であること。

※ なお、適切なセキュリティ対策が施されていない施設については利用可能拠点に含めないこと（通信の暗号化は「WPA3」または「WPA2」利用を想定しているため、いわゆるフリーWi-Fi を利用している施設、及び「WEP」と「TKIP」の方式のものは利用可能拠点に含めない。）

- ・利用者の登録や削除等の操作について、請負者の提供するウェブサイトから主管係が操作できる、又は主管係が送付する利用者のリストに基づき、リストの送付後1営業日以内に請負者において対応できること。
- ・主管係において、利用状況の確認（利用者名、利用時間、利用拠点、利用金額等）が請負者の提供するウェブサイト上でできること。
- ・利用者において、請負者の提供するウェブサイト又はスマートフォンのアプリケーション上で、拠点の混雑状況を確認でき、利用に際して事前予約が必要な場合には、上記サービスを通じて利用開始時間の30分前まで利用予約やキャンセルができること。
- ・拠点のあるビル等の入館時または拠点内へのアクセスに際して、専用カードキー等を要求する等、必要なセキュリティ対策がなされていること。
- ・定期的な消毒や換気、清掃等によりオフィス内が清潔に保たれていること。

（3）会議室及びWEB会議・電話用スペースの条件及び提供

- ・会議室においては、1室あたり最小で2人、最大で10人程度で着席できる個室であり、WEB会議・電話用スペースにおいては、1人用の着席できる個室であること。
- ・会議室及びWEB会議・電話用スペースは、内部での音声が遮断され、外部への漏洩のおそれがないこと。また、電源が確保されていること。
- ・WEB会議・電話用スペースは、各拠点において提供することとするが、会議室は各拠点において提供することを条件とはしない。
- ・会議室については、財務省の職員が招待すれば、外部の者も利用可能であること。

3. 概要及びスケジュール

①導入地域

上記2(2)のとおり、財務省職員の利用が見込まれる関東近郊（東京都、神奈川県、千葉県または埼玉県）・名古屋市・大阪市に加え、その他の地域の提案も可とする。

②導入予定期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

※ただし、令和8年12月29日（火）～令和9年1月3日（日）は除くものとする。

③利用予定者

財務省に勤務する職員のうち、利用を希望する職員

④利用予定時間数

【基本座席（オープンスペース）】	7人 × 8時間 × 241日
【WEB会議・電話用ブース】	7人 × 2時間 × 241日
【会議室（4人部屋）】	13回（ひと月あたり）× 1時間 × 12カ月
【会議室（10人部屋）】	2回（ひと月あたり）× 1時間 × 12カ月

※基本座席及びWEB会議・電話用ブースについて、職員の休憩時間を含め、9時～19時の1日合計最大10時間程度利用予定。

※各席種別の利用予定時間数は見込みのため増減する可能性があり、利用時間数を確約するものではない。

4. 実施予算額

8,686,000円

（終了・精算報告書作成までの手数料、消費税等の一切の経費を含む。）

なお、消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出すること。

また、当該企画を実現するために必要な経費内訳を提出すること。

予算額を超えて提案があった場合は失格となることに留意すること。

5. その他注意事項

契約後に突発的事象、変更等生じた場合には財務省関係部局と協議のうえ、その指示に従うこと。

以上

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

企画競争参加申込書

令和8年2月6日付「民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィスの導入」に係る公告を承知の上、「企画案の募集」に参加を申し込みます。

(本件に係る照会・連絡先)

担当者： 株式会社〇〇 ○部〇課
〇〇 〇〇

電話：

FAX：

e-mail：

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名
又は
会 社 名

代表者氏名

「民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィスの導入」に
係る企画提案書

(※内容は、追加的に照会する必要が生じないよう、できるだけ具体的かつ簡潔に記述すること。)

1. 利用可能なオフィスの見取り図（各拠点の基本座席（オープンスペース）の席数、会議室の有無等がわかるもの）、利用可能な設備の使用（利用可能なWi-Fiの暗号化方式等のセキュリティを含む）、写真や周辺の地図（施設内外の雰囲気がわかる写真等を資料に含めること）
2. 拠点へのアクセスにおける一般的なセキュリティ対策
3. 定期的な換気や清掃など、基本的な感染症対策として実施している内容
4. その他特筆すべきことがある場合にはその内容等
5. 経費見積り

(別紙 3)

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名

又は
会 社 名

代表者氏名

「民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィスの導入」に係る企画案提出に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書を提示するとともに、「企画案の募集」には参加いたしません。

誓 約 書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名:

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日 T S H	性別	住所
	()	年 月 日	男・女	
	()	年 月 日	男・女	
	()	年 月 日	男・女	
	()	年 月 日	男・女	
	()	年 月 日	男・女	
	()	年 月 日	男・女	
	()	年 月 日	男・女	
	()	年 月 日	男・女	
	()	年 月 日	男・女	
	()	年 月 日	男・女	
	()	年 月 日	男・女	
	()	年 月 日	男・女	

(注)法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

【別紙5】

內訣書

審査要領

- 第1条 「企画案の募集」にかかる施設等委嘱先を選定するに当たっては、審査方針・評価基準に沿って審査を行うこととする。
- 第2条 審査委員会は、大臣官房文書課業務企画室長、大臣官房文書課情報管理室担当補佐、大臣官房秘書課課長補佐、大臣官房会計課課長補佐、財務省デジタル統括責任者補佐官（以下これらを「企画審査員」という。）及び大臣官房文書課業務企画総括係長（以下「見積審査員」という。）で構成され、事務局は大臣官房文書課業務企画室が務めるものとする。
- 第3条 審査員は、施設等委嘱先選定審査員採点シートに記入することにより、各参加者から提出された企画案について審査を行うものとする。企画審査員による見積書以外の企画書についての評価400点（67%）と見積審査員による見積書についての評点200点（33%）の合計点が各参加者の総合評点とする。
- 第4条 企画案等には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、各参加者の企画案等は非公開とすることから、これに基づく具体的な審査結果についても同様に非公開とする。各参加者の企画案等については大臣官房文書課業務企画室業務改革係がこれを適切に管理する。
- 第5条 審査の結果、採用の是非については、遅滞なく事務局から参加者に対し通知する。

審査要領	考え方・備考
<p>審査方針</p> <p>(1) 提出のあった企画案の書面審査により最も優秀な委嘱先を選定する。</p> <p>(2) 審査は提案された企画内容及び見積書の総合評価による。</p> <p>(3) 企画案のうち、総合評点が一番高いものを採用し、その提出者を選定する。ただし、全ての企画案の評点が<u>一定の水準</u>に満たない場合は、全ての企画案の採用を見送ることが出来る。</p>	<ul style="list-style-type: none">・面談による審査は行わない。・価格については、見積書の評価において見積審査員が評価する。・「一定の水準」については、360点（6割）とする。・審査委員会は、提出された企画案のうち採用が不適当と判断するものについては、評点をせず採用を見送ることが出来る。・審査委員会は、提出された企画案のうち全ての必須点（基礎点）を満たしていないものについては、採用を見送ることが出来る。・予算額を超えて提案があった場合は失格とする。

審査方法

- 企画審査員において以下の(1)～(4)の項目について、見積審査員において(5)の項目の評価を行う。
- 企画審査員の評点の合計値の平均値及び見積審査員の評点の合計を総合評点とする。
- 最も高い総合評点を得た企画案の提出者を選定する。

審査項目	考え方・備考
(1) 施設等の立地・配置・仕様等【配点320点、うち基礎点30点】	<ul style="list-style-type: none">提供する拠点は、関東近郊（東京都、神奈川県、千葉県または埼玉県。以下同じ）においては15拠点以上、名古屋市・大阪市においては各市1拠点以上、合計17拠点以上あり、各拠点は鉄道駅半径800メートル（徒歩10分）以内に存在することとし、そのうち関東近郊では、東京駅、池袋駅、新宿駅、渋谷駅、横浜駅（またはみなとみらい駅）及び財務省本庁舎のそれぞれについて徒歩10分以内に存在する拠点（計6拠点）を必ず含むこと。 ※なお、「拠点」とはビル等のフロアを貸し切る等して、同時に複数人が利用できるよう、デスクワークに適した机や椅子等の什器類の整備がなされたオフィス型の拠点であり、一人用のブースのみの設置をもって「拠点」としない。また、カラオケボックス、漫画喫茶、ホテルの客室（寝具のある部屋）及び遊興施設等のオフィス以外の目的を利用の主目的、または兼ねる施設は含めないものとする。以下同じ。関東近郊の利用可能な拠点数は十分か千葉県、埼玉県のいずれかに1拠点以上あるか東京都内において、必須とする拠点以外の拠点は、利便性の高い立地に所在しているか拠点利用時間は、概ね勤務時間（午前9時00分から午後7時00分）と合致しているか関東近郊、名古屋市、大阪市以外にも全国で利用可能な拠点はあるか業務効率の向上に資する備品や設備の貸し出しがされていたり、執務できる部屋（会議室を含む）に備え付けがされていたりするか

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が利用できるロッカーはあるか ・ 関東近郊で設置必須とする6拠点を合計して、基本座席（オープンスペース）の数は十分あるか ・ 全ての拠点を合計して、基本座席（オープンスペース）及びWEB会議・電話用ブースは1日あたり最低7名利用可能か ・ 全ての拠点を合計して、基本座席（オープンスペース）及びWEB会議・電話用ブースは1日あたり最大10名まで、またそれを超えて利用可能か ・ 基本座席（オープンスペース）は、総価契約が可能か また、総価契約の場合、利用上限が設けられているか ・ WEB会議・電話用ブースについても、総価契約の範囲内であるか ・ 関東近郊の設置必須6拠点内に、常時、職員のみが利用できる執務スペースの設置が、総価契約の範囲内で提供されるか ・ 会議室は何割の拠点で利用可能か ・ 上記会議室については予約しての利用が可能か ・ 管理者において、利用者の登録や、利用状況の確認（利用者名、利用時間、利用拠点、利用金額等）がインターネット上ででき、利用者において、利用の予約やキャンセルがインターネット上でできるか ・ 管理者において、利用金額の月間・部署ごとの上限設定、当該上限到達時の利用停止設定がインターネット上できるか
(2) セキュリティ【配点50点、うち基礎点25点】	<ul style="list-style-type: none"> ・ Wi-Fiはパスワードや通信の暗号化方式などが適切に設定されているか ※適切に設定されていない施設等については利用可能拠点に含めないこと ・ 拠点のあるビル等の入館時または拠点内へのアクセスに際して、一般に、専用カードキー等を要求する等、必要なセキュリティ対策がなされているか ・ その他、拠点内において適切な防犯対策がされているか

(3) 新型コロナウイルス感染症等対策【配点10点、うち基礎点10点】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染症対策が実施されているか
(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標【配点20点】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「女性の活躍推進に向けた公共調達の活用に関する財務省における取組の実施について」に関して、評価の対象となる認定等を取得しているか
(5) 経費見積り【配点200点】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の項目の単価・数量が妥当なものとなっているか 必要な経費を適切に見積もっていない、若しくは個々の項目の単価・数量が妥当でない場合を除き、より価格が低い参加者をより高く評価することとする

(別紙) 調達時におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

評価項目	認定等の区分 ※1	配点
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) 等	プラチナえるぼし ※ 2 20
		えるぼし 3 段階目 ※ 3 16
		えるぼし 2 段階目 ※ 3 12
		えるぼし 1 段階目 ※ 3 8
		行動計画 ※4 4
	次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) 等	プラチナくるみん ※5 20
		くるみん(令和7年4月1日以降の基準) ※6 16
		くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ※7 12
		トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準) ※8 12
		くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ※9 12
		トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ※10 12
		くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※11 8
		行動計画(令和7年4月1日以後の基準) ※4、※12 4
		若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 16

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

(例：「えるぼし認定3段階目」の認定を受け、かつ「くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)」の認定を受けている企業の場合は配点が高い16点を加算)

- ※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に掲げる基準による認定
- ※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの
- ※13 内閣府男女共同参画局長の認定等に相当することの確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官財務省大臣官房会計課長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と、○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により「民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィスの導入」に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

（本契約の目的）

第2条 本契約では、別紙〇「仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき行う、民間企業のシェアオフィスを活用したサテライトオフィスの導入（以下「本業務」という。）に関する事項を定めるものである。

2 乙は、本契約の条項に従い、本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（履行場所）

第3条 業務の履行場所は、仕様書に記載する場所とする。

2 乙は、乙が業務を履行するために必要な要件を満たす履行場所を、乙の負担であらかじめ用意するものとする。

3 甲は、必要に応じて、前項の履行場所を視閲することができるものとする。

4 前2項の履行場所の要件及び乙が当該履行場所を使用するに当たって遵守すべき事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、別紙〇のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条、並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。

（契約保証金）

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、セン

ター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(下請け、委託等の禁止)

- 第8条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- 3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならぬ。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- 4 第2項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
- 5 第2項ただし書にかかわらず、乙は、第20条第2項第13号から第17号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることはできない。
- 6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除せざるにしなければならない。なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。
- 7 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき。
- (2) 正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除せざるためにとりうる措置を講じないとき。
- 8 前項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れない。

(応札条件の維持)

- 第9条 乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

(秘密の保持)

- 第10条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。
- 3 乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して、別紙〇第1項に規定する金額

に、別紙〇第2項に規定する単価に予定数量を乗じて得た額を加算した金額（以下「契約予定総額」という。）の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

- 5 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙1の取扱いを遵守しなければならない。
- 6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

第11条 本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(服務等)

第12条 乙は、業務を行うに当たっては、甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

- 2 乙は、乙の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- 3 甲は、乙の従事者が不適当と認めたときは、乙に対して従事者の交替を求めることができる。
- 4 乙は業務を行うに当たっては、必要に応じ現場責任者を定め、甲に通知するものとする。

(監督等)

第13条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 甲は、第8条第2項ただし書の規定により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(事情変更)

第14条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。なお、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(期間の延長)

第15条 乙は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。

- 3 乙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び業務終了予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、遅延した業務に対する対価に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に定める率の遅延損害金を納付するものとする。
- 5 前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（検査）

- 第16条 乙は、各月経過後、終了した業務を速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員をして検査を行わなければならない。
 - 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
 - 5 検査の結果不合格の場合、乙は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
 - 6 第3項及び第5項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

（契約金額の請求及び支払）

- 第17条 乙は、当該月分の業務を完了したときは、完了した業務に相当する契約金額の支払を甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、契約金額の支払を甲に請求するものとする。
- 2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - 3 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に、乙の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。
 - 4 前項の期限内に甲の支払がないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」の定めるところによる。

（業務完了後における説明等）

- 第18条 乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（契約不適合責任）

- 第19条 甲は本業務を完了した日から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業

務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。

- (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
- (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
- (3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。

5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(解 除)

第20条 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、その事由により乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないと認められるとき。
- (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
- (5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
- (6) 第16条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
- (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は同条に規定する甲の請求に応じないとき。
- (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行として

の競売等の申立てがあったとき。

- (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
 - (11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (12) 解散の決議をしたとき。
 - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (15) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (17) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
- 3 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、契約予定総額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 乙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第1項の解除をしない場合でも、乙に対して契約予定総額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 5 前2項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（本契約の任意解約等）

- 第21条 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。
- (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
 - (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 22 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項、第 2 項若しくは第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 23 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約予定総額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項、第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約予定総額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約予定総額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項又は第 2 項の

規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があつた場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であつても影響を及ぼさない。）。

- (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第25条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(調査)

第24条 甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に關し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約關係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に關して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、契約予定総額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 前項の場合において、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償を免れないものとする。

(損害賠償)

第25条 乙は、債務不履行に基づき甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。

- 2 前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲が国民等に支払いを要する金額及び甲が不服申立て等を防衛するために要した一切の費用並びにこれらのためにも要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

(賠償金等の徴収)

第26条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」に定める率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」に定める率で計算した額の遅延損害金を徴収する。

(不当介入に関する通報・報告)

第 27 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(紛争の解決)

第 28 条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

(法律、規格等の遵守)

第 29 条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(人権尊重努力義務)

第 30 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(補則)

第 31 条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-1-1

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長

○ ○ ○ ○

乙

個人情報に関する取扱い（第10条第5項）

（定義）

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

（秘密保持）

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によつても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

- 2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であつて、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

- 2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

（管理）

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、又はき損の防止その他の、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
 - (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
 - (3) 個人情報の授受、移送方法
 - (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
 - (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
 - (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
 - (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等
- 3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂

行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。
- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱）

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙1と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

（監査）

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙1上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。
- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

契約金額は次のとおりとする。

(1) 諸経費（固定費用）

○○○円（内消費税額及び地方消費税額 ○○○円）とし、月額○○円（内消費税額及び地方消費税額 ○○○円）とする。

(2) 単価料金

単価による契約とし、単価及び予定数量は以下のとおりとする。

○○○あたり○○○円（内消費税額及び地方消費税額 ○○○円）とし、
予定数量は○○○とする。

ただし、数量は甲の都合により増減できるものとし、この場合において、乙は損害賠償の請求ができないものとする。